

○学部長会議規程

規定第770号

一部改正 2008年 1月 1日 2010年 4月 1日
2015年 4月 1日 2016年 4月 1日
2018年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、法政大学学則第11条に定める学部長会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 会議の構成員は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 総長
 - (2) 教育支援本部担当理事のうちから1名
 - (3) 大学院を担当する副学長
 - (4) 学部長
 - (5) 教育開発支援機構長
- 2 総長は、議事の必要により理事、学生センター長、専門職大学院運営委員会議長、FD推進センター長、市ヶ谷リベラルアーツセンター長、学習環境支援センター長、小金井リベラルアーツセンター長、グローバル教育センター長及び大学評価室長等の出席を求めることができる。
- 3 総長は、第1項の構成員がやむを得ない理由で出席できないときは、代理出席を認めることができる。

(議長)

第3条 会議は総長が招集し、議長となる。

- 2 総長は、前条第1項第2号に定める教育支援本部担当理事に議長の職務を代行させることができる。

(定例及び臨時の会議)

第4条 会議は定時に開催する。ただし、総長は、必要がある場合は臨時に開催することができる。

- 2 総長は、3分の1以上の学部長（大学院を担当する副学長及び教育開発支援機構長を含む。）から第5条に定められた事項に関し理由を明示して請求があったときは、臨時に会議を招集しなければならない。

(議事)

第5条 会議は次の事項に関する審議、議決及び連絡を行う。

- (1) 教学に関する重要事項
 - (2) 各学部に共通する事項
 - (3) 入学試験に関する事項
 - (4) 総長が掌る教育研究に関する事項
 - (5) その他総長が必要と認める事項
- 2 前項第3号のうちあらかじめ総長が認めた事項については、入試委員会に審議・議決を委ねることができる。入試委員会については別に定める。

(定足数)

第6条 会議の成立は、第2条第1項の構成員（代理出席者を含む。）の5分の4以上の出席を要する。

(議決)

第7条 会議において議決を必要とする場合は、第2条第1項の構成員（代理出席者を含む。）の3分の2以上による。

(記録)

第8条 会議の議事については議事録をつくり、次回の会議において確認するものとする。

(事務)

第9条 会議の事務は学務部教学企画課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て総長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、2004年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2008年1月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2010年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2015年4月1日から一部改正し施行する(学校教育法等の一部改正等による改正)。
- 5 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する(「大学院委員会」の「研究科長会議」への変更等による改正)。
- 6 この規程は、2018年4月1日から一部改正し施行する。

(追51)